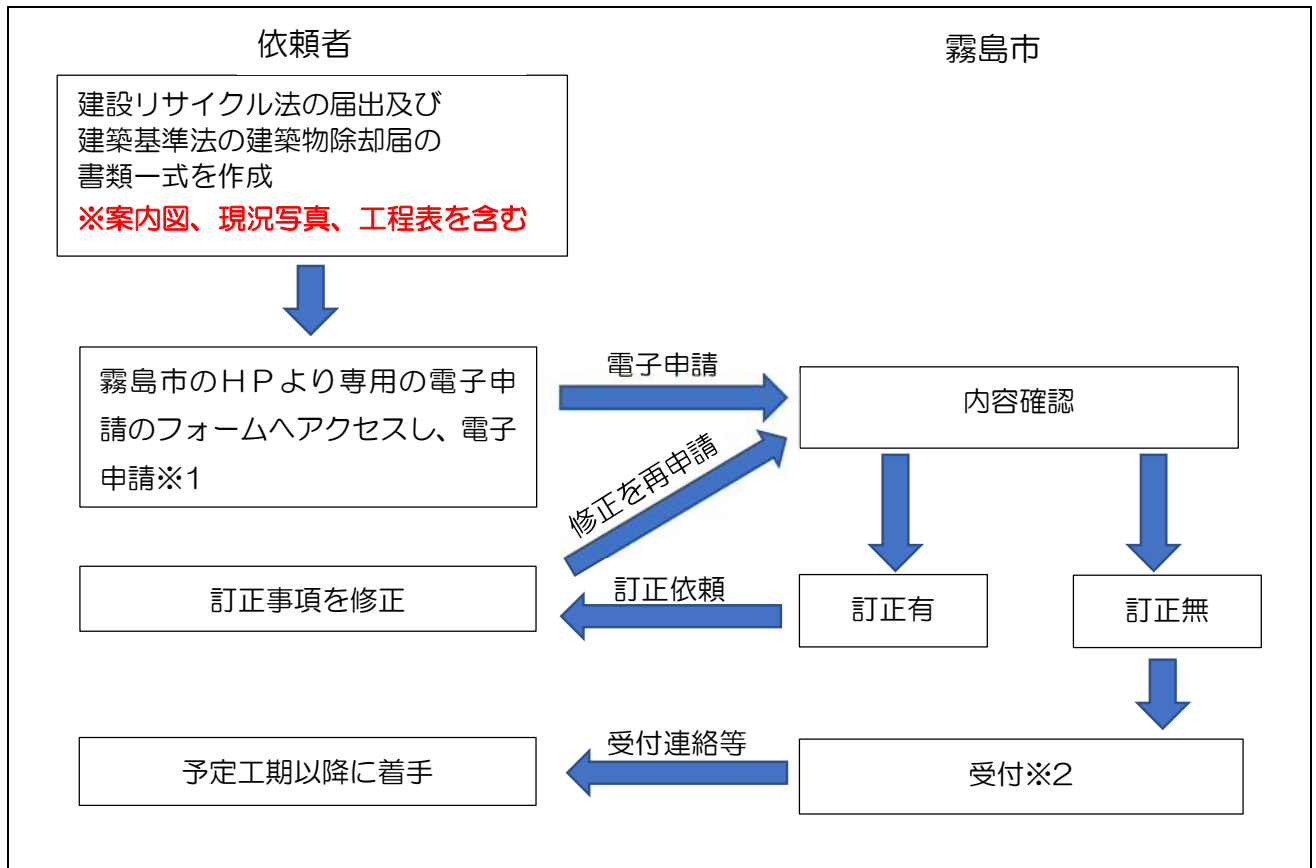


## 建設リサイクル法の届出等の電子申請の流れについて

### 【建設リサイクル法の届出等の電子申請の流れ】



#### （注意事項）

※1…霧島市で受付可能なものは建築基準法第6条第4号の建築物のみです。なお、判断ができない場合は場所、建築物の用途、構造、階数、面積等を伝えていただければ霧島市で受付可能なものが回答いたしますのでお電話（直通 0995-45-5111（内線 2844））にお問合せ下さい。

※2…受付は24時間申請可能ですが、閉庁日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）や開庁時間（8時15分から17時00分）外に申請を行う場合、書類の内容に修正や書類の添付漏れ等がある場合、受付は翌開庁日になる場合がありますのでご注意ください。なお、この場合、**工期（工事開始日）に注意して下さい。**